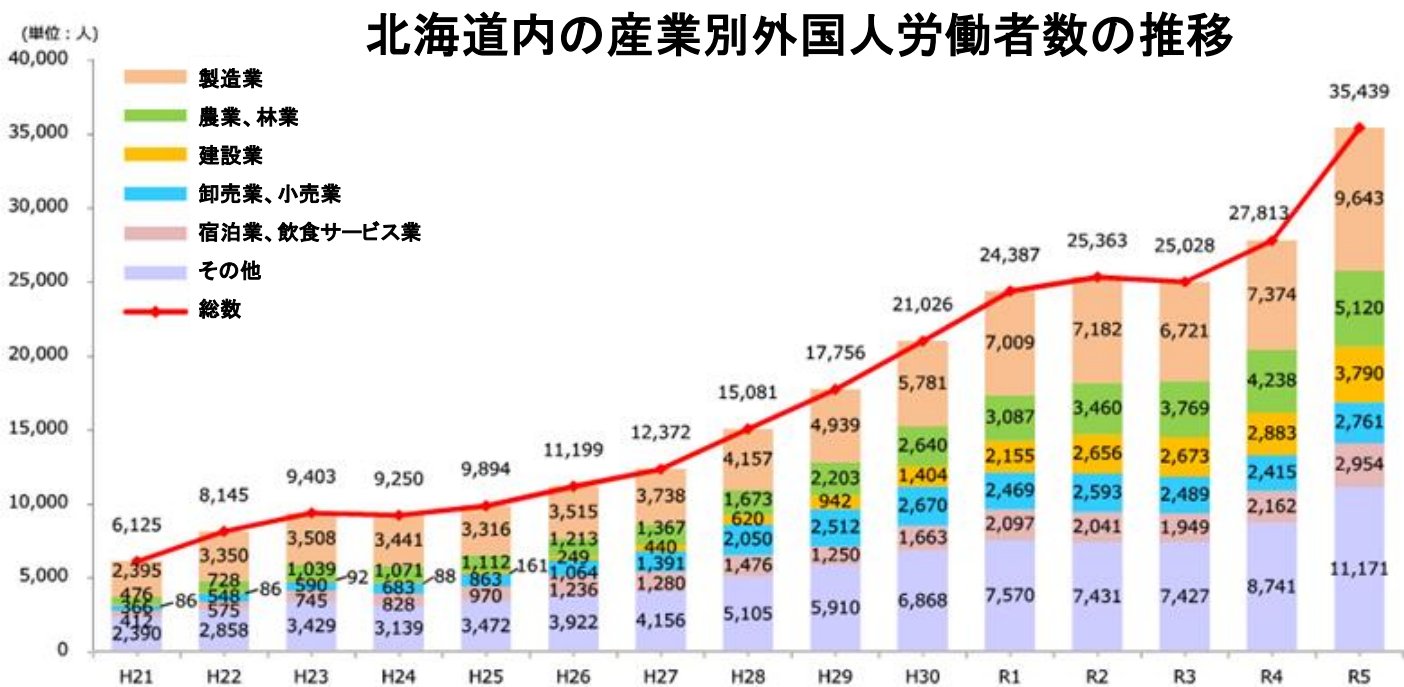


外国人労働者への安全衛生教育について

近年、外国人労働者数の増加に伴い、北海道内の外国人労働者の労働災害が平成30年110件から令和5年241件と増加傾向にあります。

外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。

外国人労働者の労働災害防止のために、下記のURL又は2次元コードの安全衛生資料を活用して、雇い入れ時等教育や定期的な教育を実施しましょう。



外国人労働者の安全衛生対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

マンガでわかる働く人の安全と健康(教育教材)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html

熱中症対策 多言語リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000016133.html>

言語別動画教材(職場のあんぜんサイト)
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

外国人労働者が行う業務に必要な資格について

労働安全衛生法では次の機械等を用いて作業を行うときは、資格が必要です。（抜粋）

車両系建設機械 （ブルドーザー、 トラクター・ショベル（4WD）、モーター・グレーダー等）の運転 ※道路上を走行させる運転を除く	区分	資格
	機体重量3トン以上	車両系建設運転 技能講習 （整地・運搬・積込み及び掘削）
	機体重量3トン未満	車両系建設運転 特別教育
車両系荷役機械 （フォークリフト）の運転 ※道路上を走行させる運転を除く	区分	資格
	最大荷重1トン以上	フォークリフト運転 技能講習
	最大荷重1トン未満	フォークリフト運転 特別教育
ショベルローダー又はフォークローダーの運転 ※道路上を走行させる運転を除く	区分	資格
	最大荷重1トン以上	ショベルローダー等運転 技能講習
	最大荷重1トン未満	ショベルローダー等運転 特別教育
クレーン	区分	資格
	つり上げ荷重5トン以上のクレーン （機上運転、無線、床上で運転※）	クレーン・デリック運転士 免許 （クレーン限定 免許 含む） （床上運転式クレーン限定 免許 は※のみ）
	つり上げ荷重5トン以上の床上で運転するクレーン（荷とともに移動）	床上操作式クレーン運転 技能講習
	つり上げ荷重5トン未満	クレーン 特別教育
移動式クレーン	区分	資格
	つり上げ荷重5トン以上	移動式クレーン運転士 免許
	つり上げ荷重1トン以上5トン未満	小型移動式クレーン運転 技能講習
	つり上げ荷重1トン未満	移動式クレーン運転 特別教育
玉掛け作業	区分	資格
	つり上げ荷重1トン以上のクレーン等	玉掛け 技能講習
	つり上げ荷重1トン未満のクレーン等	玉掛け 特別教育

特別教育を必要とする業務(抜粋)

- 研削といしを取替え又は取替え時の試運転の業務
- 動力プレス of 金型、シャー of 刃部又はプレス機械若しくはシャー of 安全装置若しくは安全囲いの取り付け、取外し又は調整の業務
- アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- テールゲートリフター of 操作の業務
- 伐木等機械 of 運転（道路上を走行させる運転を除く） of 業務
- 走行集材機械 of 運転（道路上を走行させる運転を除く）
- 機械集材装置 of 運転 of 業務
- 簡易架線集材装置 of 運転（道路上を走行させる運転を除く） of 業務
- チェーンソーを用いて行う立木 of 伐木、かかり木 of 処理又は造材 of 業務
- 自動車（二輪自動車を除く）用タイヤ of 組み立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務
- 動力により駆動される巻上機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外 of 巻上機でゴンドラに係るものを除く） of 運転 of 業務
- 小型ボイラー of 取扱い of 業務
- 足場 of 組立、解体又は変更 of 作業に係る業務
- 高さが2 m以上 of 箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満 of 斜面における作業を除く）に係る業務（ロープ高所作業）
- 高さ2 m以上 of 箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型 of ものを用いて行う作業に係る業務

各種技能講習実施機関は、北海道労働局HPに掲載しており、次のURL又は2次元コードから確認できます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/anken-kankei/18ginou.html



資格を確認して、
作業者に資格証を
携帯させます。



保護帽の正しい着用



正しい着用

- あご紐はあご下に指1本入る余裕をあけて着用する。
- 保護帽を頭の大きさに調整する。

悪い例



呼吸用保護具の正しい着用

呼吸用保護具を着用してから保護帽を着用してください。



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。